

## 大泉町家庭用防犯カメラ設置補助金交付要項

大泉町家庭用防犯カメラ設置補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

### 1 交付目的

町内の住宅（共同住宅や借家は除く。）に家庭用防犯カメラを設置した者に対し、その設置に係る経費の一部を補助することで、町内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とします。

### 2 内容

補助対象者	<p>次の1から3までの全てに該当する個人とします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 家庭用防犯カメラを設置する住宅に居住し、かつ、町の住民基本台帳に記録がある人</li><li>2 家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者であること又は当該住宅に家庭用防犯カメラを設置することに関し、所有者の同意を得ていること。</li><li>3 町税の滞納がないこと。</li></ol> <p>※ 「家庭用防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として継続的に設置され、住宅の敷地内を撮影するために屋外に固定して設置された装置をいいます。</p> <p>※ 共同住宅や借家への設置は対象外です。</p>
補助対象事業及び経費	<p>次に掲げる事業に要した費用について、補助を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 町内の住宅に、下記「設置基準」に従い家庭用防犯カメラを設置する事業</li><li>2 家庭用防犯カメラで撮影した映像を確認するモニター、当該撮影した映像を記録する録画装置その他の家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器（スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を除きます。）を設置する事業</li><li>3 家庭用防犯カメラを設置している旨の表示を掲示する事業</li></ol> <p>※ 賃借により設置した機器や維持管理等に係る経費は、補助対象経費に含まれません。</p>
交付金額	<p>補助金は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1万円を上限とします。</p> <p>※ 補助金の交付は、1住宅につき1台限りとしま</p>

	す。
設置基準	<p>家庭用防犯カメラは、次の1から4までの基準により設置してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅の屋外に設置すること。</li> <li>2 不必要な個人の映像を撮影しないよう、住宅の敷地内を主として撮影するよう撮影範囲に留意すること。</li> <li>3 やむを得ず撮影範囲に隣家が含まれる場合は、隣家の居住者の承諾を得ること。</li> <li>4 家庭用防犯カメラを設置している旨の表示を行うこと。</li> </ol>
交付条件	<p>補助金の交付に当たっては、次の1から4までの条件を付するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭用防犯カメラの画像は、設置の目的以外には使用しないこと。</li> <li>2 家庭用防犯カメラの画像について、犯罪捜査その他法令に基づく手続により照会等を受けた場合は、情報の提供を行うこと。</li> <li>3 町長が家庭用防犯カメラ等の使用の状況等についての調査の協力を求めたときは、協力すること。</li> <li>4 家庭用防犯カメラの設置場所を変更しようとするとき又はやむを得ない理由により家庭用防犯カメラ等を処分しようとするときは、事前に町長の承諾を得ること。</li> </ol> <p>※ その他、町長が必要と認める条件を付することがあります。</p> <p>※ 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要な範囲において、補助金の交付を受けた家庭用防犯カメラ等の使用状況等の調査を行うことができるものとします。</p>

### 3 交付手続

交付申請の方法	<p>大泉町家庭用防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭用防犯カメラ等の設置に係る領収書及び内訳が分かる明細等</li> <li>2 家庭用防犯カメラ等の概要が分かるカタログ等</li> <li>3 家庭用防犯カメラ等の設置前及び設置後の写真</li> <li>4 住民票の写し、補助対象者に町税の滞納がないことを示す書類及び家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者を確認することができる書類又は町税等調査閲覧同意書</li> <li>5 住宅の所有者以外が申請する場合は、住宅の所有者の同意書</li> </ol>
---------	---

	<p>※ その他、町長が必要と認める書類の提出をお願いします。</p>
補助金の交付時期等	<p>1 申請後、内容の審査を行い、補助金の交付を決定したときは、大泉町家庭用防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。</p> <p>2 交付決定を受けたときは、当該年度の末日までに大泉町家庭用防犯カメラ設置補助金支払請求書（様式第3号）により請求してください。</p> <p>3 請求書が提出された日から起算して30日以内に補助金を交付します。</p>
財産の管理及び処分の制限	<p>この要項による補助金の交付を受けて設置した家庭用防犯カメラ等は、交付決定を受けた日から起算して3年間、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡し、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはなりません。ただし、天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で処分するときは、この限りではありません。</p>
補助金の返還等	<p>1 交付決定を受けた人が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消します。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 上記「財産の管理及び処分の制限」に反して家庭用防犯カメラ等を処分したとき。</p> <p>(4) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。</p> <p>2 既に補助金が交付されている場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとします。</p>

#### 4 各種様式

申請書等の様式	<p>1 大泉町家庭用防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 大泉町家庭用防犯カメラ設置補助金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>3 大泉町家庭用防犯カメラ設置補助金支払請求書（様式第3号）</p>
---------	---

#### 5 事業期間

期 間	令和4年4月1日から
-----	------------

6 担当部署

大泉町安全安心課 電話0276(63)3111